

2025年8月12日

株主各位

株式会社ラストワンマイル
代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠
(コード番号：9252 東証グロース)

株式併合に伴う単元未満株式及び1株未満の端数株式の処理等について

当社は、2025年7月31日に開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関する議案を付議し、承認されました。

本株式併合にあたり、「単元未満株式及び1株未満の端数株式の処理」等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式併合により**単元未満株式**となった場合

(1) 買取請求

単元未満株式については、「買取請求」を行っていただくことで保有されている株式を売却していただくことが可能となります。

買取請求については、株式を保有されている証券会社へ「ラストワンマイル株式の買取請求を行いたい」旨お申し出をお願いいたします。

お手続きの方法については、証券会社により異なる場合がございます。また、換金までには多少時間を要しますのでご了承のほどお願いいたします。

(2) 買増請求

単元未満株式については、「買増請求」を行っていただき、買増し、単元株式とすることが可能となります。

買増請求については、株式を保有されている証券会社へ「ラストワンマイル株式の買増請求を行いたい」旨お申し出をお願いいたします。

お手続きの方法については、証券会社により異なる場合がございます。

2. 本株式併合における**1株未満の端数**が生じる場合の処理について

株主様におかれましては、「端数株式処分代金領収証」のお受け取り及びゆうちょ銀行又は郵便局にて現金のお受け取り以外、お手続きいただくことはございません。

上記については、2025年6月20日に開示している[【株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ】](#)の【2. 株式併合の要旨】【(1) 株式併合の日程】に記載しております、**2025年10月中旬から11月中旬に予定している端数株式処分代金のお支払いの時期がきましたら**、「端数株式処分代金領収証」がお送りされ、こちらをゆうちょ銀行又は郵便局にご持参いただき、現金でお受け取りいただくこととなります。

本株式併合に伴う1株未満の端数株式について、株主様が「端数株式処分代金領収書」のお受け取りまで、特別にお手続きいただくことはございませんので、送付時期までお待ちください。

以上